

障害のある子どもを対象とする 放課後等デイサービスの役割・機能の整理

泉 宗 孝^{*1}

要 約

本稿は、障害のある子どもを対象とする放課後等デイサービスの役割・機能について、整理し、今後の方向性について検討したものである。本稿では、障害のある子どもの主な放課後対策として、放課後等デイサービス、放課後児童クラブ、日中一時支援事業について、法的定義や現状について整理を行った。また、先行研究から、放課後等デイサービスの定義や、役割・機能についての記述を抽出し、放課後等デイサービスの役割・機能の整理を行い、今後の放課後等デイサービスの方向性について検討した。先行研究では、「放課後等デイサービスは学校教育の補完ではなく、「訓練」「指導」だけが主な役割ではないこと」、「学校と放課後等デイサービスの連携による子どもと支援への共通理解」、「地域における居場所の拡大のための、放課後等デイサービスと地域との連携」、「保護者支援は子育て支援にもなり、保護者のレスパイトや就労支援については、子どもの生活基盤の安定につながる」と述べられていた。それらを考察した結果、今後の放課後等デイサービスには、「基本活動を組み合わせた多様なサービス提供による子どもの年齢・発達段階に応じた本人支援」、「子どもや支援への共通理解を目的とした家庭・学校・放課後等デイサービスの連携」、「地域との連携をコーディネートするソーシャルワーク機能」、「子どもの安定した生活基盤を支えるための子ども家庭支援へのサポート」が求められる。

1. 緒言

現在、障害のある子どもの放課後対策として、放課後等デイサービス（以下、放課後デイ）の他に、地域の放課後児童クラブへの障害児受入れ、日中一時支援事業などがある。しかし、地域の放課後児童クラブでは保護者の就労等が条件となっていることや、特に障害特性への配慮が難しい子どもへの対応が困難であること、支援を行う職員不足などから障害児受入れが困難な場合もある。また、家族の就労支援や一時的支援を目的とする日中一時支援事業においては基本的に目的が「預かり」となってしまうことから、障害のある子どもの放課後生活保障における放課後デイが担う役割は大きい。

放課後デイは、2010（平成22）年12月の障害者自立支援法等の改正法^{†1}により、児童福祉法において法定化され、2012（平成24）年から障害のある学

齢児の放課後対策の強化を図るため、障害児通所支援として実施されている。年々、放課後デイは事業所数・利用児数が増加しており、障害のある子どもと保護者のニーズが高いことが伺える。それらのニーズに応えるために、支援の質の確保に向けては、2015（平成27）年4月に「放課後等デイサービスガイドライン¹⁾」が示され、その後も、監査の強化等に加え、2017（平成29）年4月には児童発達支援管理責任者の資格要件・人員配置基準の見直し、ガイドラインの順守及び自己評価結果公表の義務付けを定めている。2018（平成30）年と2021（令和3年）には報酬改定も行われ、より手厚い支援を必要とする子どもへの加算や、医療的ケア児の基本報酬の創設などが行われている。

上記のように、放課後デイは創設されてから約10年間に、家庭や社会の変化により、求められる役割

*1 新見公立大学 健康科学部 地域福祉学科
(連絡先) 泉宗孝 〒718-8585 岡山県新見市西方1263-2 新見公立大学
E-mail: munetaka.izumi@niimi-u.ac.jp

は変化してきている。2021(令和3)年6月から始まった厚生労働省の「障害児通所支援の在り方に関する検討会」において、放課後デイの役割・機能の在り方などについて検討が行われている。同年10月の報告書においては、障害のある学齢児の発達支援の内容を充実させるために「放課後等デイサービスガイドライン¹⁾」の見直しを検討することを示している。また、放課後デイは、現行のガイドラインに挙げられている4つの基本活動すべてを行う「総合支援型」(仮称)と、特定領域のプログラムに特化した専門性の高い発達支援(理学療法、作業療法、言語療法等)を行う「特定プログラム特化型」(仮称)という2つの類型としていく方向性で検討されることとなった。このことから、障害のある子どもの放課後生活は大きな転換期を迎えており、今後の放課後デイの方向性を検討する前に、今一度、これまでの放課後デイの役割・機能についての整理が必要である。

そこで、本稿では、放課後デイの役割・機能に関する行政資料(法令・通知・報告書等)や先行研究から、放課後デイに求められる役割・機能などについて整理を行い、今後の放課後デイの役割・機能の在り方について検討する。

2. 研究方法

本稿では、まず、放課後デイに関する行政資料(法令・通知・報告書等)などから、法的定義や現状について整理を行う。また、障害のある子どもの放課後対策としては、放課後デイ以外に、放課後児童クラブへの障害児受入れや日中一時支援事業があるので、それらについても定義と現状を述べておく。

次に、先行研究から、放課後デイの定義や、役割・機能についての記述を抽出することで、放課後デイの役割・機能の整理を行う。2021(令和3)年12月時点で、論文情報ナビゲーター CiNii において、「放課後等デイサービス」のキーワードで検索した結果、296件の論文があった。重複している同一の論文などの整理を行い、事例や実践報告を除き、障害のある子どもの放課後対策と放課後デイに関する104件の先行研究を選出した。さらに、2021(令和3)年10月の厚生労働省「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書²⁾」においてガイドライン見直しの方向性が示されているため、「放課後等デイサービスガイドライン¹⁾」に明記されている基本的役割の「子どもの最善の利益の保障」「共生社会の実現に向けた後方支援」「保護者支援」に触れている8件の論文を選定した。この8件の論文から3つの基本的役割に関する記述を抽出し、放課後デイの基本的役割

についてどのように述べられているか明らかにした。

3. 放課後デイについて

3.1 放課後デイの法的定義

2022(令和4)年6月公布(2024〔令和6〕年4月施行)の「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、児童福祉法第6条の2の2において、「障害児通所支援とは、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう」とあり、放課後デイは障害児通所支援を行う事業とされている。

放課後デイは、同法第6条の2の2第3項において、以下のように規定された。「この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く)又は専修学校等(同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下この項において同じ)に就学している障害児(専修学校等に就学している障害児にあつては、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ)が認める者に限る)につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう」となった。この改正により、放課後デイの対象は小学生から高校生に加え、専修学校・各種学校へ通学している障害児も対象となり、「生活能力の向上のために必要な訓練」という部分の、「訓練」が「支援」に改正された。

また、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第15号)第65条では、「放課後等デイサービスに係る指定通所支援の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない」とされている。

3.2 放課後等デイサービスガイドラインで示されている3つの基本的役割

2014(平成26)年7月の「障害児支援の在り方に関する検討会の報告書」において、障害児通所支援の質の保障を目的に、障害児支援に関するガイドラインの策定が必要であるとされた。2015(平成27)年4月に、「障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会」の報告書において、「放課後等デイサー

ビスガイドライン¹⁾」が示された。このガイドラインは、①総則、②設置者・管理者向けガイドライン、③児童発達支援管理責任者向けガイドライン、④従業者向けガイドラインの4つで構成されている。2017（平成29）年4月からは、「放課後等デイサービスガイドライン」の遵守及び自己評価結果公表の義務付けなどについても規定された。

このガイドラインの①総則において、放課後デイの基本的役割、基本的姿勢及び基本活動を示している。そこでは、放課後デイを特定の枠にはめることは困難であるとし、支援の多様性について認めている。しかし、その中においても共通する点として、支援の根幹は障害のある学齢期の子どもの健全育成を図ること、その支援の質の向上を目指すことであるとしている。また、放課後デイの基本的役割として、「子どもの最善の利益の保障」、「共生社会の実現に向けた後方支援」、「保護者支援」の3つを示し、放課後デイの提供に当たっての基本的姿勢に加え、基本活動として、「自立支援と日常生活の充実のための活動」、「創作活動」、「地域交流の機会の提供」、「余暇の提供」を挙げている。以下は、3つの基本的役割について、「放課後等デイサービスガイドライン¹⁾」から抜粋したものである。

(1) 子どもの最善の利益の保障

放課後デイは就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。放課後デイは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

(2) 共生社会の実現に向けた後方支援

放課後デイの提供に当たっては、子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるため、他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点が求められるものであり、放課後デイ事業所においては、放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て支援施策を、専門的な知識・経験に基づきバックアップする「後方支援」としての位置づけも踏まえつつ、必要に応じて放課後児童クラブ等との連携を図りながら、適切な事業運営を行うことが求められる。さらに、一般的な子育て支援施策を利用している障害のある子どもに対して、保育所等訪問支援を積極的に実施する等、地域の障害児支援の専門機関としてふさわしい事業展開が期待されている。

(3) 保護者支援

放課後デイは、保護者が障害のある子どもを育てることを社会的に支援する側面もあるが、より具体的には、①子育ての悩み等に対する相談を行うこと、②家庭内での養育等についてペアレント・トレーニング等活用しながら子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援すること、③保護者の時間を保障するために、ケアを一時的に代行する支援を行うことにより、保護者の支援を図るものであり、これらの支援によって保護者が子どもに向き合うゆとりと自信を回復することも、子どもの発達に好ましい影響を及ぼすものと期待される。

3.3 放課後デイの現状

表1は、「2012（平成24）～2020（令和2）年社会福祉施設等調査の概況³⁾」より、事業数、利用実人員、利用延べ人数を一覧にしたものである。放課後デイは、制度開始時の2012（平成24）年と2020（令

表1 放課後等デイサービスの事業者数・利用実人員・利用者延べ数の推移

	事業所数(か所)	利用実人員(人)	利用者延べ人数(人)
2012（平成24）年	3,107	41,955	268,927
2013（平成25）年	3,909	58,350	399,433
2014（平成26）年	5,267	86,524	610,876
2015（平成27）年	6,971	124,001	816,574
2016（平成28）年	9,385	154,840	1,123,954
2017（平成29）年	11,301	226,611	1,559,448
2018（平成30）年	12,734	320,486	2,110,294
2019（令和元）年	13,980	365,513	2,471,472
2020（令和2）年	15,519	400,096	2,844,164

*2012（平成24）年～2020（令和2）年社会福祉施設等調査の概況を参考に作成

和2)年の事業所数を比較すると約5倍、利用実人員では約9.5倍、利用者延べ人数では約10.6倍と、大幅に増加している。

3.4 障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書における放課後デイの今後の方向性

2021(令和3)年10月の「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書²⁾」では、今後の障害児通所支援が担うべき役割や機能、対象者などについて検討を行い、放課後デイの今後の方向性について以下のように示している。

(1) 放課後等デイサービスガイドラインの見直しについて

「放課後等デイサービスガイドライン¹⁾」は、障害のある学齢児の発達支援(本人支援)の内容が十分に示されていないため、見直しが必要とされた。「児童発達支援ガイドライン⁴⁾」において示している本人支援における5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)に加え、学童期・思春期の発達支援に重要な要素である「自己肯定感」「達成感」「仲間形成」「孤立の防止」などを盛り込むことが示された。また、放課後デイは幅広い年代の障害のある子どもが利用するため、支援の目的や支援内容については、小学生(低学年)・小学生(高学年)・中学生・高校生の4段階に分けて検討するとされた。その上で、地域という単位の中で異年齢と関わりができることの大切さも考慮するとし、思春期等のそれぞれの発達段階での関わりの難しさ等を踏まえ、家族への支援をしっかりと位置付けることも示された。これらのガイドライン見直しに伴い、放課後デイの役割・支援内容など支援の根幹に関わる重要部分については、運営基準等に位置付け、それらが適切に果たされる報酬体系の検討も示された。

(2) 「総合支援型」(仮称)と「特定プログラム特化型」(仮称)について

現行のガイドラインの基本活動に挙がる4つの活動すべてを行う「総合支援型」(仮称)を基本型とし、特定領域のプログラムに特化した専門性の高い発達支援(理学療法、作業療法、言語療法等)を行う「特定プログラム特化型」(仮称)の2つの類型としていく方向性が示された。「総合支援型」(仮称)は、特定領域の支援のみを提供するのではなく、多領域の支援をカバーした上で、アセスメント及び個別支援計画の策定のプロセスの中で、個々の障害のある子どもの状態・発達過程・特性等に応じて、日々の支援の中で特に重点を置くべき支援内容を決めていく。その上で、特定領域のプログラムに特化した支援のみを行う事業所の場合であっても、専門性の

高い有効な発達支援を行う放課後デイを、「特定プログラム特化型」(仮称)と位置付けていく方向性が示された。また、「特定プログラム特化型」(仮称)については、一部領域の支援に偏ることがないように、児童発達支援センター又は障害児相談支援事業所により、個々の障害児の状態像・発達過程・特性等に応じた支援の全体像のコーディネートが行われる仕組みについての検討も示された。同時に、学童期・思春期といった放課後デイの対象年齢・発達段階に特有のプログラムの検討の必要性、医療的ケア児に対する看護師による医療的ケアの提供の継続についても示された。

(3) 給付費の支給対象としないサービスについて

見守りだけで個々の障害のある子どもに応じた発達支援がなされていない場合に加え、学習塾のような学習支援のみとなっている、ピアノや絵画のみの指導となっている等、必ずしも障害特性に応じた専門性の高い有効な発達支援と判断できない場合や、サービス提供内容からみて、障害のない子どもであれば私費で負担している実態にあるような内容については、公費により負担する障害児通所支援の内容として相応しくないことを示している。

(4) 発達支援と就労支援について

子どもの障害の有無に関わらず、親の就労を支えられる社会としていく観点から、放課後デイは、障害のある子どもに対し、必要な発達支援を行うと同時に、親の就労により支援時間が長くならざるを得ない障害のある子どもが適切に発達支援を受けられるようにする方向性を示している。その上で、支援時間の長短(親の就労に対応するための時間も含む)が適切に評価される方向性についても示している。

(5) 放課後デイの対象拡大について

義務教育終了後の年齢層(15~17歳)にあっても、高校ではなく、専修学校・各種学校へ通学している障害のある子どももいることから、高校ではなく専修学校・各種学校へ通学している障害のある子どもであって、障害の状態・発達段階や家庭環境等により発達支援を必要とすると市町村長が特に認める場合については、放課後デイの給付決定を行うことを可能とする方向性を示している。また、学校には在籍はしているものの、精神的な理由等で継続的に学校に通学できない「困り感」の強い障害のある子どもについての対応についても、今後引き続き検討を進めるべきであるとしている。

4. 放課後デイに関連するその他の放課後支援

4.1 放課後児童クラブについて

4.1.1 放課後児童クラブの法的定義

放課後児童クラブは、放課後児童健全育成事業のことを指し、児童福祉法第6条の3第2項において、「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」として規定されている。

その他、社会福祉法第45条においては、第二種社会福祉事業と規定されており、子ども・子育て支援法第59条第1項第5号では、地域子ども・子育て支援事業の一つとしてあげられている。

4.1.2 放課後児童健全育成事業実施要綱における障害児受入について

放課後児童健全育成事業実施要綱は、近年の児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に子どもが安心して生活できる居場所の確保と、子どもの健全な育成を支援することを目的に、2015（平成27）年5月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長によって通知された。障害のある子どもの受入に関しては、2022（令和4）年3月の第八次改正⁵⁾においては、放課後児童クラブ支援事業（障害

児受入推進事業）と障害児受入強化推進事業が示されており、以下の通りである。

放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）は、「放課後児童健全育成事業を行う者において、障害のある子どもの受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである」とされている。

また、障害児受入強化推進事業は、「放課後児童健全育成事業を行う者において、3人以上の障害児を受け入れる場合に、障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を複数配置するとともに、医療的ケア児を受け入れる場合に看護師、准看護師、保健師、助産師又は医療的ケア児受入のための専門的知識を有する者（以下「看護職員等」という）の配置等や送迎支援を行うことで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである」とされている。

4.1.3 放課後児童クラブ運営指針

2015（平成27）年3月、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の「放課後児童クラブ運営指針」には運営・設備に関する具体的な内容が定められている。

ここでは、放課後児童クラブの役割として、「児

表2 放課後児童クラブ数における障害児受入クラブ数と障害児数の推移

	放課後児童 クラブ数(か所)	障害児受入れ クラブ数(か所)	登録児童数(人)	障害児数(人)	待機児童数(人)
2012（平成24）年	21,085	10,460 (49.6)	851,949	23,424 [2.7]	7,521
2013（平成25）年	21,482	11,050 (51.4)	889,205	25,338 [2.8]	8,689
2014（平成26）年	22,084	11,951 (54.1)	936,452	27,776 [3.0]	9,945
2015（平成27）年	22,608	12,166 (53.8)	1,024,635	30,352 [3.0]	16,941
2016（平成28）年	23,619	12,926 (54.7)	1,093,085	33,058 [3.0]	17,203
2017（平成29）年	24,573	13,648 (55.4)	1,171,162	36,943 [3.1]	17,170
2018（平成30）年	25,328	14,149 (55.9)	1,234,366	39,231 [3.2]	17,279
2019（令和元）年	25,811	14,605 (56.4)	1,299,307	42,720 [3.3]	18,261
2020（令和2）年	26,625	15,155 (56.9)	1,311,008	46,001 [3.5]	15,995
2021（令和3）年	26,925	15,564 (57.8)	1,348,275	50,093 [3.7]	13,416

*（）内は、全クラブ数に占める割合（%）、[]内は全登録児童数に占める割合（%）である

*2015（平成27）年4月から施行された子ども・子育て支援新制度で、対象を小学4～6年生にも拡大

出所：2012（平成24）年～2020（令和2）年度の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況⁷⁻¹⁶⁾より作成

童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮した育成支援の推進、「学校や地域の様々な社会資源との連携を図り、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担うこと」が示されている。また、「放課後児童クラブにおける育成支援の内容」における「障害のある子どもへの対応」では、障害のある子どもの受入れの考え方や、育成支援に当たっての留意点が示されている。

4.1.4 放課後児童クラブにおける障害のある子どもの受入状況の推移

表2は、2022（令和4）年6月の厚生労働省の「第11回放課後児童対策に関する専門委員会資料3 放課後児童クラブについて⁶⁾」と、「2012（平成24）年～2021（令和3）年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況⁷⁻¹⁶⁾」を参考に、放課後児童クラブ数における障害児受入クラブ数と障害児数の推移を一覧にしたものである。

障害児受入クラブ数及び障害児数は、年々増加しており、2021（令和3）年5月現在、15,564クラブ、50,093人となっており、それぞれの調査開始時（障害児受入クラブ数は平成15年：4,063か所、平成16年：障害児数が9,289人）と比較すると、障害児受入クラブ数が約3.8倍、障害児数が約5.4倍に増加している。

表3は、「2012（平成24）年～2021（令和3）年放

課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況⁷⁻¹⁶⁾」を参考に、障害児受入クラブにおける受入れ人数の推移を一覧にしたものである。

放課後児童クラブにおける障害児受入数は年々増加しており、2012（平成24）年では、障害児受入数が「1人」のクラブが障害児受入クラブ全体の45.4%であったが、2021（令和3）年では32.4%となっている。それに比例して、2012（平成24）年では障害児受入数が「4人以上」は15.7%であったのに対し、2021（令和3）年では30.7%となっており、ひとつの放課後児童クラブにおける障害児受入数は増加傾向にある。

4.2 日中一時支援事業について

4.2.1 日中一時支援事業の法的定義

日中一時支援事業は、障害者総合支援法^{†2)}第77条及び第78条に基づく、地域生活支援事業における市町村地域生活支援事業の任意事業であり、市町村の判断で、障害者等が自立した日常生活又は生活を営むことができるよう、その地域のニーズに応じて、市町村ごとに必要な事業が実施されている。

4.2.2 市町村任意事業実施要領

2006（平成18）年8月の厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業等の実施について」により、2006（平成18）年10月から、「地域生活支援事業実施要綱」が適用となり、その後た

表3 障害児受入数別クラブ数の推移

	1人(か所)	2人(か所)	3人(か所)	4人(か所)	5人以上(か所)	計(か所)
2012（平成24）年	4,753 (45.4)	2,693 (25.7)	1,368 (13.1)		1,646 (15.7)	10,460 (100.0)
2013（平成25）年	4,872 (44.1)	2,835 (25.7)	1,482 (13.4)	777 (7.0)	1,084 (9.8)	11,050 (100.0)
2014（平成26）年	5,294 (44.3)	3,023 (25.3)	1,539 (12.9)	866 (7.2)	1,229 (10.3)	11,951 (100.0)
2015（平成27）年	5,008 (41.2)	2,981 (24.5)	1,691 (13.9)	926 (7.6)	1,560 (12.8)	12,166 (100.0)
2016（平成28）年	5,127 (39.7)	3,192 (24.7)	1,827 (14.1)	1,042 (8.1)	1,738 (13.4)	12,926 (100.0)
2017（平成29）年	5,228 (38.3)	3,240 (23.7)	1,929 (14.1)	1,208 (8.9)	2,043 (15.0)	13,648 (100.0)
2018（平成30）年	5,219 (36.9)	3,327 (23.5)	2,068 (14.6)	1,277 (9.0)	2,258 (16.0)	14,149 (100.0)
2019（令和元）年	5,029 (34.4)	3,406 (23.3)	2,298 (15.7)	1,336 (9.6)	2,536 (17.4)	14,605 (100.0)
2020（令和2）年	5,169 (34.1)	3,341 (22.0)	2,314 (15.3)	1,437 (9.5)	2,894 (19.1)	15,155 (100.0)
2021（令和3）年	5,035 (32.4)	3,436 (22.1)	2,320 (14.9)	1,522 (9.8)	3,251 (20.9)	15,564 (100.0)

*2012（平成24）年度のみ4人以上のみの報告のため、4人以上の値を表記

*2015（平成27）年4月から施行された子ども・子育て支援新制度で、対象を小学4～6年生にも拡大

*（ ）内は各年の総数に対する割合（%）を示している

出所：2012（平成24）年～2021（令和3）年度の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況⁷⁻¹⁶⁾より作成

びたび改正が行われている。

直近の2021（令和3）年3月に改正となった「地域生活支援事業実施要綱」においては、日中一時支援は「市町村任意事業実施要領」（別記1-11）に示された日常生活支援に関する事業の一つとして規定されている。その目的は、「障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息」とされている。事業内容は、「日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援や、送迎サービスその他適切な支援を市町村の判断により行う」と示されている。

4.2.3 日中一時支援事業の現状

みずほ情報総研株式会社の「厚生労働省平成30年度障害総合福祉推進事業地域生活支援事業の実施状況（実態）及び効果的な実施に向けた調査研究報告書¹⁷⁾」によると、2017（平成29）年度における日中一時支援の実利用者数は、47,654人である。そのうち、障害のある子どもの実利用者数は19,964人であり、年齢区分ごとの利用者数は7歳未満が2,790人（14.0%）、7～13歳未満が7,968人（39.9%）、13～15歳未満が2,979人（14.9%）、15歳以上が6,227人（31.2%）

であった。

日中一時支援事業の事業所別の実施状況をみると、運営主体は「社会福祉法人」が61.7%と最も多く、「NPO法人」16.3%、「株式会社」8.9%、「自治体」2.3%、「医療法人」1.4%であった。また、サービスの内容別に事業所数をみると、「見守り」が78.7%、「社会適応訓練」29.8%、「その他」21.6%となっている。

5. 先行研究における放課後デイの位置づけ

表4は、8件の先行研究において「放課後等デイサービスガイドライン¹⁾」に明記されている3つの基本的役割について記述されているか否かについて示したものである。「子どもの最善の利益の保障」に関して記述している論文が4件、「共生社会の実現に向けた後方支援」に関して記述している論文が3件、「保護者支援」に関して記述している論文が4件あった。以下に抽出した内容を示す。

5.1 放課後デイの基本的役割「子どもの最善の利益の保障」について

山本¹⁸⁾は、障害のある子どもの放課後の過ごし方について、「日中を学校で過ごし、教育を受けている子どもたちに放課後もさらに『必要な訓練』とはどのような訓練であるのか。放課後デイを利用する小学生にとっての放課後を、保護者や事業所が「余

表4 放課後等デイサービスの3つの基本的役割に関する先行研究の記述について

no	著者名	発行年	論文名	子どもの最善の利益の保障	共生社会の実現に向けた後方支援	保護者支援
1	山本佳代子	2017	K市における放課後等デイサービス事業所の現状と課題—放課後等デイサービスガイドラインをふまえて—	○		
2	丸山啓史	2018	障害者福祉と学校教育の連携	○		○
3	斎藤遼太郎	2019	障害児の放課後活動に関する我が国の動向	○		
4	石井由依・相澤雅文	2018	放課後等デイサービスの現状と課題—特別支援学校の保護者への調査—	○		○
5	山本佳代子	2016	北九州市における放課後等デイサービス事業所に関するアンケート調査		○	
6	江上瑞穂・田村光子	2017	放課後等デイサービス利用者のニーズについての検討—アンケート調査の結果と考察から—		○	○
7	山本佳代子	2015	障害のある子どもの放課後活動における制度化の展開		○	
8	渡邊陽真	2020	放課後等デイサービスの利用によって保護者が得たものとは			○

暇」と捉えるのか、「療育や発達支援の場」と捉えるのか、また放課後デイで子どもにどのような力をつけさせたいと考えるか、そのために事業所は子どもにどのような支援を提供できるのかなどについて、それぞれが明確にしたうえで子どもが過ごす場を選択できるとよいのではないだろうか」と述べている。

丸山¹⁹⁾は、放課後デイの役割などについて、「放課後デイが学校に類似したものになることは、学校教育を歪めることにもなりかねない。学校が放課後デイに補完されなければ子どもに十分な『教育』が保障されないならば、学校教育についての公的責任が問われる」とし、加えて、「障害のある子どもの『指導』や『訓練』だけを放課後デイの主な役割とみなすことは、必ずしも妥当ではない」とも述べている。

斎藤²⁰⁾は、放課後デイの提供するサービスについて、「放課後デイは放課後児童クラブとの類似点も多く、その一つが『余暇の提供』であり、この点について、障害児の放課後活動として提供されるサービスは機能訓練だけではない」と述べている。

石井と相澤²¹⁾は、障害のある子どもの発達の状況や課題について、「事業所と学校が日頃から子どもの状況や、支援の方向性について伝え合い、子どもの発達の状況や課題などについて共通理解を持つことは、大切である」としている。

5.2 放課後デイの基本的役割「共生社会の実現に向けた後方支援」について

山本²²⁾は、放課後デイと地域との連携について「放課後デイと地域との関わりについては、子どもたちが学校を卒業した後、将来自宅を中心として暮らしていくことも踏まえ、子どもたちが『地域』と結びつくことができるような活動を意図的に組み込んでいくことも求められている」としている。

江上と田村²³⁾は、「放課後デイだけでなく、放課後のさまざまな社会参加のかたち（習い事や塾等も踏まえて）が充実することこそ目指さなければならない」と放課後デイ以外の社会資源の充実について述べている。

山本²⁴⁾も、「放課後デイと限定されるのではなく、将来のために地域での居場所が広がるよう諸外国の放課後対策も視野にいれながら議論を進めていくことが今後の課題」としており、障害のある子どもの放課後生活における居場所の拡大が重要であるとしている。

5.3 放課後デイの基本的役割「保護者支援」について

保護者支援について、渡邊²⁵⁾は「放課後等デイサービスを利用したことで、保護者は思考・感情・行動

について変化しており、これらの変化は、子どもへの考え方や対応に影響し、保護者が子どもに対して肯定的な考え方や、対応を取れるようになることが分かった。そういった考え方や対応は、子どもの発達に好影響を与えるという期待がある」とし、石井と相澤²¹⁾は「保護者にとって、放課後子どもたちが安心して過ごせる場所を得ることは、家族のレスパイトにもつながり心に余裕が生まれる。」と述べている。

また、保護者の就労支援について、丸山¹⁹⁾は、「保護者の就労支援を放課後デイの役割から除外することは、放課後デイの制度が創設された趣旨に反するはずである」としている。

江上と田村²³⁾は、「サービス利用によって、家族が社会に出て働きに出ることができることは、障害のある子どもがいる家族の経済的負担を軽減させることに繋がっているのではないか。経済的不安だけでなく、障害のある子どもをもつ保護者の社会からの孤立を解消する役割も大きい」としている。

石井と相澤²¹⁾は、放課後デイは「保護者等の安定した就労を可能にし、豊かな生活の基盤を作っていくためにも大きな役割を果たしている。すなわち、子どもと保護者の双方に安定した生活環境を実現していく効果がある」と述べている。

6. 考察

6.1 基本活動を組み合わせた多様なサービス提供

子どもの最善の利益の保障について先行研究から、放課後デイは学校教育の補完ではないこと、「訓練」「指導」だけが主な役割ではないということがわかった。2022（令和4）年6月公布の「児童福祉法等の一部を改正する法律」においても、放課後デイの定義にある「生活能力の向上のために必要な訓練」という部分の「訓練」は「支援」に改正された。また、2021（令和3）年10月の厚生労働省「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書」では、放課後デイを「総合支援型」「特定プログラム特化型」の2類型としていく方向性が示されている。放課後等デイサービスガイドラインに示される基本活動を組み合わせた総合的な支援を行う「総合支援型」を基本型とし、理学療法や作業療法、言語療法など特定領域のプログラムに特化した支援を行う「特定プログラム特化型」を放課後デイとして位置付けていく方向で検討されている。加えて、本人支援の5領域に加え、「自己肯定感」や「達成感」「仲間形成」「孤立の防止」なども「放課後等デイサービスガイドライン」で示すとしており、発達段階を踏まえた上で、幅広い年代について各段階に応じた内容とすることになって

いる。

以上のことから、放課後デイは総合支援型が基本とされているので、これまで同様、基本活動を組み合わせた多様なサービス提供が基本的な役割として求められると考える。さらに、その多様なサービス提供により、子どもの年齢・発達段階に応じた本人支援への方向性が示されたことから、子どもの学童期や思春期に現れる特有の生活課題への支援に関する役割についても、今後より求められるのではないかと考える。

6.2 3つの居場所における共通理解と連携

先行研究では、学校と放課後デイの連携による子どもへの共通理解や支援の相互理解を図っていくことが必要であると述べられていた。学校と放課後デイの連携については、現在のガイドラインにおいても、子どもに必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、学校で作成される個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画を連携させる等

により、学校との連携を積極的に図ることがすでに求められている。

以上のことから、学校と放課後デイの連携は必要であると考え。しかし、今後はそれに加え、家庭も学校と放課後デイの連携について情報共有をすすめていく必要があると考える。それにより、子どもや保護者のニーズが、学校や放課後デイの支援の方向性に反映し、支援に連続性が生まれると考える。

したがって、図1に示すように、子どもの放課後の主な3つの生活場所である家庭、学校、放課後デイにおいて、子どもへの共通理解を図り、支援の方向性について相互理解をすることで、子どもの現状や将来に向けた支援に対する「認識のズレ」を少なくする。

6.3 放課後等デイサービスの地域連携

先行研究からは、義務教育終了後の「地域」との連携を意識した取り組みや、放課後デイ以外の居場所の拡大など、放課後デイと地域との連携を図るこ

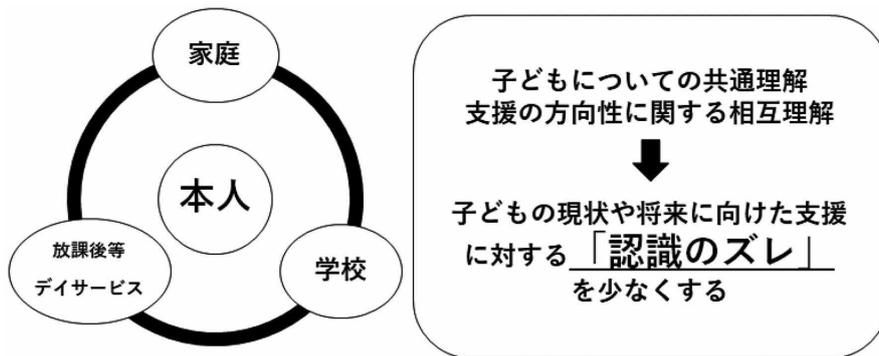


図1 3つの居場所における共通理解と連携

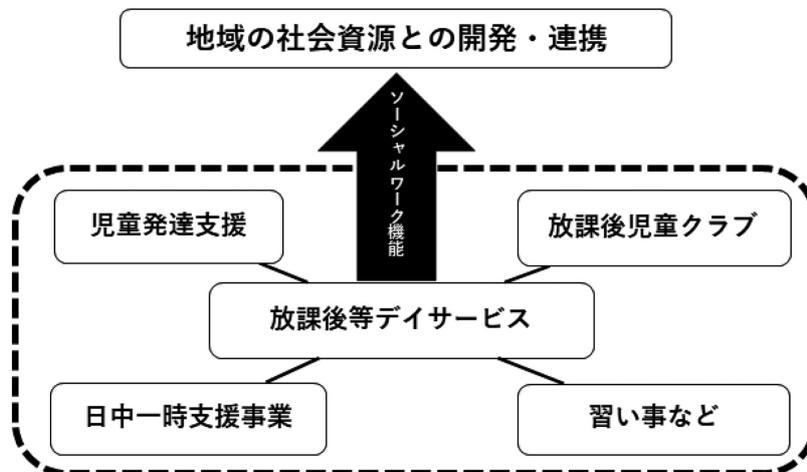


図2 放課後等デイサービスの地域連携

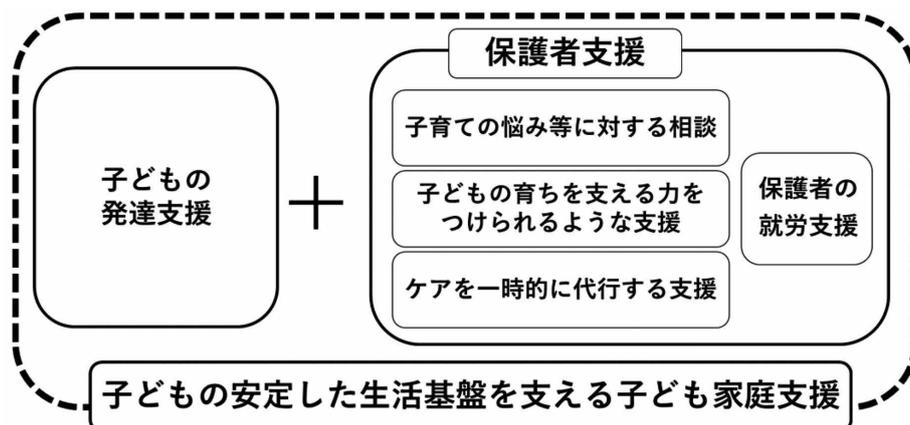


図3 保護者支援による子ども家庭支援

とが重要であることがわかった。2021（令和3）年10月の厚生労働省「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書²⁾」においても、放課後デイは市町村などと連携しつつ、個々の子どもの状態や希望を踏まえ、移行支援（併行通園等の事例提供・提案や実現・継続のサポート）を行っていく方向性が示されている。

以上のことから、図2のように、新たな地域の社会資源の開発や、地域の居場所の保障、学齢期以降の生活の幅の広がりのために、放課後デイは意図的に児童発達支援、日中一時支援事業、放課後児童クラブ、習い事などと地域連携に取り組む必要がある。今後このような連携を図っていくためには、放課後デイにソーシャルワーク機能（コーディネートなど）も求められるのではないかと考える。

6.4 保護者支援による子ども家庭支援

先行研究では、放課後デイにおける保護者支援は子どもと保護者に好影響を与えることや、子どもの放課後の保障は保護者のレスパイトにつながっていることがわかった。また、保護者の就労支援については、子どもの生活基盤の安定につながり、子どもや保護者の社会孤立の解消となるとわかった。現状は、2016（平成28）年3月7日に厚生労働省通知の「障

害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について」において、家族の就労支援や家族の一時的支援については、放課後デイではなく、障害者総合支援法に規定されている地域生活支援事業の日中一時支援を活用するよう促している。

しかし、保護者支援には、先行研究でも述べられているように、子どもの発達支援と同時に、保護者の就労支援についての役割も必要であると考えられる。さらに、2021（令和3）年10月の厚生労働省「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書²⁾」には、障害児通所支援の役割として、障害のある子どもの発達支援の提供を通じて、保護者の就労を支えることも検討すべきであるとしている。

これらのことから、図3で示すように、現在の保護者支援とされている「子育ての悩み等に対する相談」「子どもの育ちを支える力をつけられるような支援」「ケアを一時的に代行する支援」に加え、子どもの安定した生活基盤を支えるための保護者の就労支援も含め、子ども家庭支援という観点から、子どもや保護者をサポートしていくことが今後、放課後デイには求められると考える。

倫理的配慮

本研究は、情報公開されている資料を対象としているため、個人情報扱っていない。

謝 辞

本研究について、ご指導を頂いた川崎医療福祉大学医療福祉学部医療福祉学科特任教授末光茂先生、ご協力頂いた新見公立大学健康科学部地域福祉学科特任教授八重樫牧子先生に感謝する。

付 記

本研究は、2022（令和4）年7月9日に日本社会福祉学会中国・四国地域ブロック第53回岡山大会の発表内容をまとめ

たものである。また、令和4～6年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）基盤研究（C）（一般）（課題番号22K02036）の成果の一部である。

注

- †1) 正式な名称は「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律」である。
- †2) 正式な名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」である。

文 献

- 1) 厚生労働省：放課後等デイサービスガイドライン。 <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokuyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000082829.pdf>, 2015. (2022.9.1確認)
- 2) 厚生労働省 障害児通所支援の在り方に関する検討会：障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書 ―すべての子どもの豊かな未来を目指して―。 <https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000845350.pdf>, 2021. (2022.9.1確認)
- 3) 厚生労働省：2012（平成24）年～2020（令和2）年社会福祉施設等調査の概要。 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22c.html>, 2012～2020. (2022.9.1確認)
- 4) 厚生労働省：児童発達支援ガイドライン。 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokuyokushougaihokenfukushibu/0000171670.pdf>, 2017. (2022.11.14確認)
- 5) 厚生労働省 厚生労働省子ども家庭局通知：「放課後児童健全育成事業」の実施について（第八次改正）。 <https://www.mhlw.go.jp/content/000918663.pdf>, 2022. (2022.9.1確認)
- 6) 厚生労働省：第11回放課後児童対策に関する専門委員会（令和4年6月30日）資料3 放課後児童クラブについて。 <https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000957218.pdf>, 2022. (2022.9.1確認)
- 7) 厚生労働省：2012（平成24）年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況。 <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002kbjt-att/2r9852000002kbs5.pdf>, 2012. (2022.9.1確認)
- 8) 厚生労働省：2013（平成25）年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況。 <https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11906000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Ikuseikankyoka/0000025126.pdf>, 2013. (2022.9.1確認)
- 9) 厚生労働省：2014（平成26）年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況。 <https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11906000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Ikuseikankyoka/0000064488.pdf>, 2014. (2022.9.1確認)
- 10) 厚生労働省：2015（平成27）年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況。 <https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11906000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Ikuseikankyoka/0000107411.pdf>, 2015. (2022.9.1確認)
- 11) 厚生労働省：2016（平成28）年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況。 https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11906000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Ikuseikankyoka/0000107411_1.pdf, 2016. (2022.9.1確認)
- 12) 厚生労働省：2017（平成29）年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況。 <https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11906000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Ikuseikankyoka/0000189639.pdf>, 2017. (2022.9.1確認)
- 13) 厚生労働省：2018（平成30）年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況。 <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/jigyounushi/h30/0122/pdf/ref2.pdf>, 2018. (2022.9.1確認)
- 14) 厚生労働省：2019（令和元）年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況。 <https://www.mhlw.go.jp/content/11906000/000580501.pdf>, 2019. (2022.9.1確認)
- 15) 厚生労働省：2020（令和2）年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況。 <https://www.mhlw.go.jp/content/11921000/000708397.pdf>, 2020. (2022.9.1確認)
- 16) 厚生労働省：2021（令和3）年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況。 <https://www.mhlw.go.jp/content/11921000/000868247.pdf>, 2021. (2022.9.1確認)
- 17) みずほ情報総研株式会社：厚生労働省平成30年度障害総合福祉推進事業地域生活支援事業の実施状況（実態）及び効果的な実施に向けた調査研究報告書。 https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/h30shogai2018_04.pdf, 2019. (2022.9.1確認)

- 18) 山本佳代子：K市における放課後等デイサービス事業所の現状と課題—放課後等デイサービスガイドラインをふまえて—。西南女学院大学紀要, 21, 107-114, 2017.
- 19) 丸山啓史：障害者福祉と学校教育の連携。社会保障研究, 12(4), 512-524, 2018.
- 20) 齋藤遼太郎：障害児の放課後活動に関する我が国の動向。おおみか教育研究, 22, 43-48, 2019.
- 21) 石井由依, 相澤雅文：放課後等デイサービスの現状と課題—特別支援学校の保護者への調査—。特別支援教育臨床実践センター年報, 8, 79-88, 2018.
- 22) 山本佳代子：北九州市における放課後等デイサービス事業所に関するアンケート調査。西南女学院大学紀要, 20, 43-51, 2016.
- 23) 江上瑞穂, 田村光子：放課後等デイサービス利用者のニーズについての検討—アンケート調査の結果と考察から—。植草学園短期大学紀要, 18, 37-45, 2017.
- 24) 山本佳代子：障害のある子どもの放課後活動における制度化の展開。西南女学院大学紀要, 19, 79-88, 2015.
- 25) 渡邊陽真：放課後等デイサービスの利用によって保護者が得たものとは。社会事業研究, 59, 146-151, 2020.

(2022年12月5日受理)

Organization of Roles and Functions of After-School Care Service Centers for Children with Disabilities

Munetaka IZUMI

(Accepted Dec. 5, 2022)

Key words : after-school care service centers, children with disabilities, after-school care service centers guidelines, after-school care service centers roles and functions

Abstract

This paper summarizes the roles and functions of after-school care service centers for children with disabilities and considers future directions. In this paper, the legal definitions and current status of after-school care service centers, after-school children's clubs, and daytime temporary support projects are organized as major after-school measures for children with disabilities. In addition, we extracted definitions of after-school care service centers and descriptions of their roles and functions from previous studies, organized the roles and functions of after-school care service centers, and examined the direction of future after-school care service centers. In previous studies, it was found that "After-school care service centers are not a supplement to school education, and their main role is not only training and guidance", "Common understanding of children and support through cooperation between schools and after-school care service centers", "Coordination with after-school day services and communities to expand places to stay in the community", "Support for parents also supports child-rearing, and respite and employment support for parents leads to the stability of children's livelihoods." As a result of these considerations, future after-school care service centers should include "personal support according to the child's age and developmental stage by providing a variety of services that combine basic activities," "Collaboration between home, school, and after-school care service centers", "Social work function that coordinates cooperation with the community", and "Support for family support to support a stable living foundation for children" are required.

Correspondence to : Munetaka IZUMI

Department of Community Welfare

Faculty of Human Health Sciences

Niimi University

1263-2 Nishigata, Niimi, 718-8585, Japan

E-mail : munetaka.izumi@niimi-u.ac.jp

(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.32, No.2, 2023 355-366)